

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB060001	防衛庁	労務管理、給与、福利厚生に関する業務	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第12条4項、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第3条及び第10条	在日米軍の我が国における労務の需要は、日米地位協定第12条第4項により、日本国の当局の援助を得て充足されることとなっている。これを受け、国が労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供する、いわゆる間接雇用方式を採用しており、この方式による労務提供を実施するため、国(防衛施設庁)と合衆国政府(在日米軍)との間で労務提供協約を締結している。 労務管理等事務のうち、労働契約の締結、人事の決定等の事務については、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条に基づき、国(防衛施設庁)が、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第10条に基づき独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が、それぞれ実施している。			駐留軍等労働者の労務管理等事務は、駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)が行うものも含め、我が国の安全保障に必要不可欠な在日米軍の日々の活動に密接に関わる事務であり、合衆国政府(在日米軍)と国(防衛施設庁)との間で締結された労務提供協約に基づき、国(防衛施設庁)長官によって代表される日本国政府)が責任をもって実施しているものである。 当該事務の実施主体が民間企業となる場合、同契約の当事者である合衆国政府(在日米軍)が当該企業を国と同様に、労務管理等事務を実施する対等の立場の当事者として認識する必要があるが、この場合、当該企業が合併等により消滅する等の可能性も否定されないなど、当該事務の確実な実施が法的に担保されないこととなり、場合によっては、在日米軍の活動に重大な影響を及ぼすこととなる。なお、在日米軍は、機構が実施している当該事務は、本来的に政府が担うべき性質のものであり、機構の職員は、高い水準の服務・倫理規定に裏付けられる国家公務員であることが在日米軍の利益に通っているとの見解を示している。 また、駐留軍等労働者の勤務する在日米軍施設は、我が国と異なる労働環境下により、その労務管理等事務は、3つの労務提供協約により労務提供に関する具体的な諸条件が詳細に決められ、その職種も細分化(約1300種)されているなど、複雑かつ特殊である。 加えて、当該事務は、長年にわたり国(防衛施設庁)と郵票(機関委任事務、法定受託事務)とが一体となって実施してきたところであり、その間の駐留軍等労働者の人事措置に関する米側及び駐留軍等労働者双方からの要求等については、その都度双方と調整し処理してきたことを通じて形成された三者の信頼関係を基礎として、平成14年4月から機構が防衛施設庁と一体となって、継続的かつ確実に実施してきたこと、民間企業が直ちに滞りなく当該事務を実施することは困難と見られる。 更に、我が国の有事の際には、在日米軍に対し緊急に労務の提供を行うこととなり、当該事務についても、在日米軍の所要に応じ迅速かつ柔軟に実施しなければならないことから、これを確実に担保できる体制を確保する必要がある。 以上ことから、当該事務を民間開放すること及びこれにつながる市場化テストの対象とすることはできない。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			
zB060001	防衛庁	労務管理、給与・福利厚生に関する業務	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第12条4項、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第3条及び第10条	在日米軍の我が国における労務の需要は、日米地位協定第12条第4項により、日本国の当局の援助を得て充足されることとなっている。これを受け、国が労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供する、いわゆる間接雇用方式を採用しており、この方式による労務提供を実施するため、国(防衛施設庁)と合衆国政府(在日米軍)との間で労務提供協約を締結している。 労務管理等事務のうち、労働契約の締結、人事の決定等の事務については、防衛庁設置法第5条第25号及び第42条に基づき、国(防衛施設庁)が、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第10条に基づき独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が、それぞれ実施している。			駐留軍等労働者の労務管理等事務は、駐留軍等労働者労務管理機構(以下「機構」という。)が行うものも含め、我が国の安全保障に必要不可欠な在日米軍の日々の活動に密接に関わる事務であり、合衆国政府(在日米軍)と国(防衛施設庁)との間で締結された労務提供協約に基づき、国(防衛施設庁)長官によって代表される日本国政府)が責任をもって実施しているものである。 当該事務の実施主体が民間企業となる場合、同契約の当事者である合衆国政府(在日米軍)が当該企業を国と同様に、労務管理等事務を実施する対等の立場の当事者として認識する必要があるが、この場合、当該企業が合併等により消滅する等の可能性も否定されないなど、当該事務の確実な実施が法的に担保されないこととなり、場合によっては、在日米軍の活動に重大な影響を及ぼすこととなる。なお、在日米軍は、機構が実施している当該事務は、本来的に政府が担うべき性質のものであり、機構の職員は、高い水準の服務・倫理規定に裏付けられる国家公務員であることが在日米軍の利益に通っているとの見解を示している。 また、駐留軍等労働者の勤務する在日米軍施設は、我が国と異なる労働環境下により、その労務管理等事務は、3つの労務提供協約により労務提供に関する具体的な諸条件が詳細に決められ、その職種も細分化(約1300種)されているなど、複雑かつ特殊である。 加えて、当該事務は、長年にわたり国(防衛施設庁)と郵票(機関委任事務、法定受託事務)とが一体となって実施してきたところであり、その間の駐留軍等労働者の人事措置に関する米側及び駐留軍等労働者双方からの要求等については、その都度双方と調整し処理してきたことを通じて形成された三者の信頼関係を基礎として、平成14年4月から機構が防衛施設庁と一体となって、継続的かつ確実に実施してきたこと、民間企業が直ちに滞りなく当該事務を実施することは困難と見られる。 更に、我が国の有事の際には、在日米軍に対し緊急に労務の提供を行うこととなり、当該事務についても、在日米軍の所要に応じ迅速かつ柔軟に実施しなければならないことから、これを確実に担保できる体制を確保する必要がある。 以上ことから、当該事務を民間開放すること及びこれにつながる市場化テストの対象とすることはできない。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060001	防衛庁	労務管理、給与、福利厚生に関する業務	5059	5059B013	1	1	市場化テスト推進協議会	13	労務管理、給与、福利厚生に関する業務	当該独立行政法人の全業務を市場化テストの対象とされたい。	労務管理、給与、福利厚生が主な業務であり、これらは民間で十分に受託可能である。	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	
zB060001	防衛庁	労務管理・給与・福利厚生に関する業務	5060	5060B002	1	1	民間企業	2	労務管理・給与・福利厚生に関する業務	駐留軍等労働者労務管理機構の業務を総合的に受託を希望	事業内容が民間企業でも十分に対応が可能	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB060002	全省庁	府省における官房基幹業務	該当法令無し	官房基幹業務については国において実施。	c	-	官房基幹業務については、現在「電子政府構築計画」に基づき経済産業省が取りまとめ省庁として府省共通システム開発の検討を行っているところであり、現時点において市場化テストを実施する段階にない。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			
zB060003	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	自衛隊法第29条、自衛隊地方連絡部の組織等に関する訓令第1条	防衛庁・自衛隊は、志願制の下、その時々々の社会経済情勢に大きく影響を受ける厳しい募集環境において高い人材を安定的に確保するため、募集対象者にとって親近感や利便性のある窓口及び地域社会に密着した各種広報媒体を有する都道府県、市町村等の密接な協力を受けつつ、自衛隊地方連絡部を置き、自ら自衛官の募集業務及びこれに関連する広報業務に取り組んでいる。募集に当たっては、自衛隊の組織・制度や部隊勤務等の現状を知悉する現職自衛官が自己の体験に基づいた説明を行うなどにより効果的な募集広報を実施し、所要の人材を確保している。また、自衛隊は、その任務の性格上、部隊の精強性を維持する観点から、若年定年制及び任期制という特殊な制度を採用している。このため、一般の公務員に比べ若年で退職する自衛官の多くは、退職後の生活基盤の確保のため再就職を必要としている。これらの隊員に対して、国としてできる限りの就職支援施策を講ずることは、隊員の士気の高揚を図るばかりでなく、将来における優秀な隊員の確保に寄与するとともに、国民的防衛基盤を育成することにもつながることから、人事施策上の最重要事項の一つとして位置付けている。地方、防衛庁には独自に職業紹介を行う権限が認められていないため、(財)自衛隊後援協会が、厚生労働大臣及び国土交通大臣の許可を得て、退職予定自衛官に対する無料職業紹介事業等を実施している。	募集業務は、国の防衛を担う人材を確保するものであること。また、武力攻撃事態における緊急募集等にも対応する必要があること。このことを考慮すれば、その根幹を民間に委ねることは適当ではない。なお、募集広報のうち、パンフレットやポスター、TVコマーシャルの制作等については既に民間企業に委託しているほか、効率的な募集体制、募集広報については不断に検討しているところである。支援業務については、退職予定自衛官個人々の退職後の生活設計を左右するものであることから、部外委託の実行可能性について慎重に検討する必要があるため、現在調査研究等を実施しており、民間企業の再就職支援能力を把握し、分析・評価したうえで部外委託の可能性を検討することとしている。	C	-	民間委託の可否の検討結果に基づいて作成する必要がある。民間委託可否表及び部内検討資料であり公開することにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることを除いて開示する。ただし、1.の事業費用及び1.の年間就職支援者数及び企業数については、都道府県毎に開示されていないものがあること等から、都道府県毎の開示は困難である。また、1.の年間採用者数については、多くの募集種目について、学歴年齢別の集計はしておらず、かつ、都道府県毎の集計がなされていないこと等から、集計作業に多大な時間及び労力を要すると見込まれる。学歴年齢別及び都道府県毎の開示は困難である。	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。 (1)自衛隊後援会・退職自衛官であれば可能であるということに回答されたい。また、(財)自衛隊後援協会などの外部団体は、主として定年退職自衛官で構成されているのではないのでしょうか。その観点から元自衛官等であれば募集・支援・広報など十分に可能であり、どのような理由でこれを否定又は取り上げないのでしょうか。 (2)現職自衛官(数年で転勤)では、新卒の募集や援護に役に立つ人脈に乏しく、また民間企業の状況に無知であり、この欠陥は十分に認識されていると思いますが如何でしょうか。昨今の自衛隊の活躍により以前よりは自衛隊に対する理解者が増えていることと思いますが、自衛隊に理解のある個人(父兄、協力会)及び団体(学校や企業)が目に見えて増えていかなければ、この人数の少ない民間の営業や実態を知らない退職自衛官が弊害になっているのではないのでしょうか。また、既に自衛隊に理解のある個人及び団体にも、民間の感覚とは外れた地方連絡部の対応に対する不満は多いことを認識されていないのでしょうか。 (3)任期制隊員でない自衛官の定年後の就職先は、その高年齢から年々困難になっており、またドラマシブ組織にするためにも中高年齢者を早期退職させることを検討していた旨ではなかったでしょうか。そのためにも、より多くの手段の検討を行うために「民」の力を活用すべきではないでしょうか。 (4)現在の自衛隊においては、有事の際の民間協力の土壌作りが真に必要であると思いませんか。如何でしょうか。その一層の窓口は地方連絡部であり、募集、支援、広報、あるいは予備自衛官採用企業(特に都府県予備自衛官企業給付金の支払い)などを通じて総合的に、また今以上に広く関係を作っていくことが必須ではないでしょうか。現在の地方連絡部の能力はその規模の弊害も含め全く対応できていないと感じます。 (5)開示資料で「事業費用(費用対効果)」、1.年間就職支援者数及び企業数、1.年間採用者数などは、人事戦略上、民間企業であれば、細部にわたり都道府県別、年齢別、学歴別、更にその後の退職率の追跡調査、年々の変化など集計するのが当たり前です。あまりにもお粗末であり、この程度すらできていない人事行政であれば、まさしく民間の知恵を借りることが必要ではないでしょうか。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060002	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	17	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	特になし
zB060003	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	5065	5065B001	1	1	民間企業	1	「自衛隊後方支援事業」	1- 自衛隊地方連絡部の運営業務	「全般についての理由」 防衛庁は公務員削減への努力が不十分と思われる。 例えば、先の新防衛大綱策定において、陸上自衛官の定数に関し、列国の状況及び公務員削減の観点から財務省の4万人削減案に対し、結局定数16万人から15.5万人に名目上5千人減ったように見えるが、実質現職自衛官3千人増員(現職自衛官14.5万人、14.8万人、即応予備自衛官1.5万人、7千人)であり国民の目を欺くものであり残念である。 即応予備自衛官は平成16年度約7千人で現状の数字に併せただけで削減になっていない、又非常勤の公務員であり有事及び災害時等に招集されるものであり、現職削減の補完手段としてできた制度で、むしろ現職削減に伴い今後増員していくべきものであったはずである。一時期はその方向で進んでおきながら今回の新大綱では逆行するものであった。また、即応予備自衛官の人数確保の困難性を削減理由に挙げているが、国民の予備自衛官制度の認知度は約2割であり、それらの社会的環境がその最大の原因であり、予備自衛官制度の普及が現職削減に繋がることを恐れ、その制度の公知に非常に消極的であると感じる。 また、ピラミッド型組織へ改革し、若年層の雇用機会を広げるため、中高年齢者の早期転職及び再就職の手段を国民に実情を公開し真剣に進めるべきであると思う。 米英他諸外国では、採用、広報、就職支援、輸送、車両整備、警備及び施設管理、給与支払、予備役管理・訓練、特殊教育訓練など多岐にわたるアウトソーシング	募集業務 支援業務 広報業務 その他総務及び連絡等の業務	1. 自衛隊法第24条、第29条、第97条等、自衛隊法施行令第48条、第114～120条等の自衛隊地方連絡部の任務及び地方自治体の役割・義務に関する定め、並びにこれらに関連する運用・給与などの法令等 2. 防衛大綱による定数等の問題 3. 予算執行上の融通性・区分分け弊害の問題

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB060004	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	道路交通法、道路交通法施行令	<p>自衛隊においては、陸海空自衛隊が管理運営する駐屯地等に設置された自動車教習施設において、教習指導員・検定員等の資格をもった自衛官による厳重な監督の下、教習を行っており、教習の教官は、自衛隊の指揮系統のもとで、一般的な車両の教習のみならず、自衛官としての基本動作等を含めた自衛隊の任務遂行に必要な知識(精神教育、服務等)を合わせて教育している。</p> <p>さらに、自衛隊の大型車両には、自衛隊特有の装置(全輪駆動、管制灯火等)が付加されており、これらの取扱いについても自衛隊の教習施設における自衛官の教習指導員による教習が必要である。また、有事、災害派遣等においては、緊急車両としての車両運用もあり、免許取得に合わせて緊急車両教習も実施している。</p> <p>なお、民間で大型免許を取得する場合は、普通自動車免許取得後2年以上の経験を要するのに対し、自衛官の場合は、その任務の特殊性から道路交通法及び同法施行令に基づき、19歳で直接大型免許を取得できる特例を有している。</p> <p>車両化が進んでいる自衛隊において所要の車両操縦手を確保することは極めて重要であり、新隊員を早期に車両操縦手として戦力発揮させるために本特例は必要不可欠である。</p> <p>また、この特例は、公安委員会から認定を受けた自衛隊の自動車教習施設において教習を受ける自衛官のみ適用されるものであり、民間の教習所においてはこの特例は適用されない。</p>	c	-	<p>退職する自衛官の再就職にも活用しうる指導員等の公的資格を維持するためには、教習業務への従事と道路関係講習の受講が義務づけられていることから継続的に教習に関与することが不可欠である。</p> <p>また、現在、指導員等の資格をもって指導にあたる自衛官は、所属部隊等においても隊員個々の操縦訓練等の指導を実施しており、その指導能力の高さから、部隊の交通安全施策に多大な貢献をしている。したがって、指導員等の資格を有し、かつ指導能力の高い自衛官を継続して養成していくことが、部隊の交通安全施策の充実及び隊員の操縦技能向上のためには有効であり、教官として自衛官が教習に関与していくことが必要である。</p> <p>前述のように、自衛隊教習施設における教習は、指揮系統に基づき厳しい監督・指導が基本であり、双方が現職自衛官であるからこそ実施可能である。また、任務の遂行に不可欠な年齢特例の維持及び指導員等の資格をもつ自衛官の確保が具体的に保証されない限り、本事業は市場化テストの対象とするとは適当ではないと考えている。</p>		<p>HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、要望者からの再検討要請は以下の通り、</p> <p>(1)自衛隊経験者・退職自衛官であれば可能であるということに回答されいません。現在、多くの退職自衛官が再就職先として自動車教習所へ勤め、自衛隊で教育を受けた免許を取得したものであれば、部隊との指導法の連続調整さえしっかり行えば十分に可能と思いますが如何でしょうか。自衛隊特有の装置や緊急車両操縦教育も現職自衛官でなければならぬ理由を説明しきれませんが、また、必ずしも元自衛官でなくても教官経験が豊富で身分さえしっかりしていれば、教習自体は可能であり、民間での教習の知恵を活用できるのではないのでしょうか。</p> <p>(2)自衛隊教習施設における教習は、指揮系統に基づき厳しい監督・指導が基本とありますが、現在の免許取得中の教育期間においては教官と生徒の関係であり、部隊における指揮系統が必要な理由をご説明頂きたい。</p> <p>(3)民間人は休日や夜間に教習を受け免許を取得しています。また、現在、現職自衛官においても部隊勤務先のため免許取得の時間が取れない者も多いのが実情ではないのでしょうか。夜間教習の実施や民間の知恵を活かし、より多くの機会の出発や運営方法、費用対効果を考えるべきではないのでしょうか。また、現在、駐屯地等に設置された自動車教習施設においては、警備官等の外部の大型免許取得を委託(支援)しているはずですが、その事例からも多くの活用方法(夜間、民間人の教習に利用するなど)が考えられると思います。</p>			
zB060005	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	該当法令無し	<p>自衛隊は、有事に対応し、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つことを主たる任務としている組織である。このような自衛隊の任務を遂行するためには、装備品等の維持・修理を所屬に応じ確実に行うことが必要であり、自衛隊の保有する防衛戦闘車両の維持・整備についても、例えは有事において戦闘を継続するため、間断のない整備が必要とされることから、自隊の保有する防衛専用車両を自ら整備できる自己完結能力を有することとしている。他方、保有する車両を自ら整備できる自己完結能力を保持する必要がなく、非効率となる場合には、既に車両整備の民間委託を実施している。</p>	c(自隊における整備が不可欠な装備。一部については外部委託。)	-	<p>有事がその性質上、戦闘行為が行われる蓋然性が高い事態であることからすれば、そのような事態において、民間事業者による設備の提供を常に期待し得るものではないと考える。このため、平素から、車両の点検・整備等は、各部隊で実施することが必須であり、全ての車両整備の民間への委託は適当ではないと考える。</p> <p>なお、要望理由として指摘のあった各事項については次のとおり、</p> <p>「陸自自衛官整備工場へのPF:導入可能性調査業務」報告書では、官民共にメリットがないという検討結果が得られている。</p> <p>有事における民間からの協力は個別具体的に必要に応じて実施されるものと考えられ、平時における継続的な契約と同一に論じられるものではないと考える。</p> <p>例えば、陸上自衛隊においては、自衛官としての能力向上の訓練、野外における整備能力向上のための訓練、整備工場でのOJTによる車両整備技術の習得など各場面を通して必要な能力の維持・向上を図っている。</p>	<p>調査を求められた事項については必要とする事項は相当の調査が必要であり、かつその一部については自衛隊の能力を推定される恐れがあるため公開できない。</p>	<p>HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り、なお、要望者からの再検討要請は以下の通り、</p> <p>(1)自衛隊経験者・退職自衛官であれば可能であるということに回答されいません。現在、多くの退職自衛官が再就職先として自動車整備関係に勤め、部隊との連絡調整さえしっかり行えば十分に可能と思いますが如何でしょうか。自衛隊特有の整備やOJTも現職自衛官でなければならぬ理由を説明しきれませんが、また、必ずしも元自衛官でなくても整備経験が豊富で身分さえしっかりしていれば、整備自体は可能であり、民間での整備の知恵を活用できるのではないのでしょうか。</p> <p>(2)陸自自衛官整備工場へのPF:導入可能性調査業務において、官民共にメリットがないという検討結果の主な理由は、その建設コストと運営上の制約に起因するのではないのでしょうか。施設運営のみのPPV方式であれば、そのリスクは減ると判断されますが如何でしょうか。</p> <p>(3)整備工場の運営実態に相当の調査が必要なのは、その実態を管理または掌握できていないことの現れでないのでしょうか。整備の効率化や人員・整備機器の配置や適正化が不十分なのが現状であり、民間のコスト意識や知恵により多くのメリットが生じることと思います。</p> <p>(4)既に高度整備は民間委託されており、初期段階(駐屯地等での車両整備)から整備や故障修理の統計や分析など一貫して行っていくことにより、多くのコスト縮減の余地を発見できると思われませんが如何でしょうか。</p>			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060004	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	5065	5065B002	1	1	民間企業	2	「自衛隊後方支援事業」	1- 自衛隊自動車教習所の運営	<p>現在自衛隊基地等にある自動車教習施設を民間に貸し出し、運営を民で行うことは可能である。</p> <p>前回の回答において「自衛隊においては、陸海空自衛隊が管理運営する部隊等に設置された自動車教習施設において自衛官の教習指導員による厳重な監督の下、教習を行っており、教習の教官は、自衛隊の指揮系統のもとで、一般的な車両の教習のみならず、自衛官としての基本動作等を含めた自衛隊の任務遂行に必要な機能を合わせて教育している。さらに、自衛隊の大型車両には、自衛隊特有の装置(全輪駆動、管制灯火灯等)が付加されており、これらの取扱いについても自衛隊の教習施設における自衛官の教習指導員による教習が必要である。」とあるが、特殊性がある教育時間は極僅かであり、またその教育も退職自衛官であればそれは可能で、元自衛官等の一定の基準さえ設ければ全く問題ない。</p> <p>前回の回答において「民間で大型免許を取得する場合は、普通自動車免許取得後2年以上の経験を要するのに対し、自衛官の場合は、その任務の特殊性から道路交通法及び同法施行令に基づき、19歳で直接大型免許を取得できる特例を有している。車両化が進んでいる自衛隊において所要の車両操縦士を確保することは極めて重要であり、新隊員を早期に車両操縦士として戦力発揮させるために本特例は必要不可欠である。また、この特例は、公安委員会から認定を受けた自衛隊の自動車教習施設において教習を受ける自衛官にのみ適用されるものであり、民間の教習所においてはこの特例は適用されない」とあるが、前項同様</p>	自衛隊自動車教習所の運転免許資格教育	道路交通法の「自衛隊の自動車の運転に関する教習を行う施設」の定義
zB060005	防衛庁	「自衛隊後方支援事業」	5065	5065B003	1	1	民間企業	3	「自衛隊後方支援事業」	1- 自動車整備工場の運営	<p>防衛隊及び防衛施設等は過去に車両整備工場の建設にあたりPFIで「陸自島松整備場」を検討しており、一部のリスクさえクリアできれば「運営」も民間主導で可能と判断したはずである。</p> <p>前回の回答において「自衛隊は、有事に対応し、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つことを主たる任務としている組織である。このような自衛隊の任務を遂行するためには、装備品等の維持・修理を所用に応じ確実に行うことが必要であるが、有事がその性質上、戦闘行為が行われる蓋然性が高い事態であることからすれば、そのような事態において、民間事業者による役務の提供を常に期待し得るものではないと考える。」とあるが、有事法制下に多くの民間の協力を期待するのであれば、常日頃から民間との接触を持つべきではないだろうか。</p> <p>前回の回答において「自衛隊の保有する防衛戦闘車両の維持・整備についても、自衛隊の各部隊において、有事に必要とされる期間に戦闘を継続するため、間断のない兵站が必要とされる場合には、自隊の保有する防衛専用車両を自ら整備できる自己完結能力を有することとしている。このため、平素から、車両の点検・整備等は、各部隊で実施することが必要であり、これら車両整備の民間への委託は適当ではないと考える。」とあるが、日常の整備は各部隊で行うのが適当としても、現状、車両整備工場勤務者はその専門性から長期間の勤務で部隊に戻っての訓練は極僅かであり、別の機関として運営することは十分可能である。また、秘密保全上も退職自衛官等であれば問題なく一定の基準さえ設ければ</p>	自衛隊車両の整備	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB060006	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	[自衛隊病院] 自衛隊法、自衛 隊法施行令 [防衛医科大学 校病院] 防衛庁 設置法、防衛医 科大学校の編制 等に関する内閣 府令	[自衛隊病院] 自衛隊病院は 有事の際に負傷した自衛官の 治療のために存在するととも に、医官の教育のために存在。 [防衛医科大学校病院] 防衛 医科大学校病院は、大学の 医学科学生の5、6学年、高等 看護学院生、さらに既に任官さ れている自衛隊医官及び研究 科学生らに対し、臨床に関する 教育訓練を実施している施設。	[自衛 隊病 院] c [防衛 医大 学 校病 院] c	-	[自衛隊病院] 市場化になりま ない。 [防衛医科大学校病院] 医学 教育の性格上、大学校と病院と は一体不可分の関係にあるた め、市場化テストの対象とするこ とは適当でないと考えている。	[自衛隊病院] 購入医療 機器等については一般競 争入札を実施。部外委託 等によりコスト削減が見込 まれるものについては既に 実施。	HP上の本文「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)の (注)の通り。			
zB060007	全省庁	公用車の運転業務受託	該当法令無し	「今後の行政改革の方針」(平 成16年12月24日閣議決定) の別紙2「関係府省に共通する 行政効率化の主要な取組 1 公用車の効率化」の中で、「運 転業務の民間委託等により、経 費の削減を図る」と規定。	d	-	「今後の行政改革の方針」(平 成16年12月24日閣議決定) の別紙2「関係府省に共通する 行政効率化の主要な取組 1 公用車の効率化」の中で、「運 転業務の民間委託等により、経 費の削減を図る」と規定。それ により対応可能。(国の職員運 転手の雇用問題に留意が必要 となり、退職時期にあわせて民 間委託に移行)		引き続きアウトソーシングの範 囲の拡大を検討願いたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060006	厚生労働省 総務省 文部科学省 防衛庁	行政機関運営病院の市場化テスト	5068	5068B010	1	4個人		10	行政機関運営病院の市場化テスト	(独)国立病院機構が所管する国立病院、特殊法人・独立行政法人が経営する病院、地方自治体が経営している病院等、行政機関が所管・経営する病院の市場化テスト	現在、行政機関は病院を所管・経営しているが、民間法人によっても経営されているため	行政機関が所管・経営する病院に対して、市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベルの向上が図られるものと期待される	独立行政法人国立病院機構法当該業務の実施主体は国立病院のみが想定されている
zB060007	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	17個人		7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となんら変わるところはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB060008	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	会計法等(バック オフィス系業務 の業務範囲等の 照会に回答が得 られないため、対 象業務を把握で きず、該当法令 等の把握も困 難)	バックオフィス系業務の業務範 囲等の照会に回答が得られな いため、対象業務を把握でき ず、回答困難	c	-	バックオフィス系業務の業務範囲等について当庁から市場 化テスト推進室に照会したところ、提案者から回答を得られ ないとのことであり、このため、「民間委託又は市場化テスト を実施」、又は「実施を検討」と回答することは困難である。 なお、当庁の現在の取組は以下のとおり。 財務・経理については、会計法令等により国の職員を充て ねばならないと理解しており、該当法令の所管省庁ではな い本庁としては、判断する立場にないものと考え、 防衛庁では庁独自の業務(自衛官の人事、装備品の調達 等)の業務量が多く、これを除いた他省庁との共通的な内部 管理業務(人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝 金・積手当、補助金、旅費等の業務)については、「電子政 府構築計画」等に基づき、新システムへの移行及びそれに 伴う業務改革により、4割以上の効率性の向上。当該業務 に係る定員の3割以上の削減を行うべく(現在取組中である。 その一方、電子化等による合理化が実施しがたい業務につ いては、民間への部外委託を既に実施中である。(情報シス テムの維持管理、広報業務の一部等)		HP上の本文「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)の (注)の通り。			
zB060009	防衛庁	退職自衛官に対する再就職支援	該当法令無し	自衛隊は、その任務の性格上、部隊の精強性を維持する 観点から、若年定年制及び任期制という特殊な制度を採っ ている。このため、一般の公務員に比べ若年で退職する自 衛官の多くは、退職後の生活基盤の確保のため再就職を必 要としている。 これらの隊員に対して、国としてできる限りの就職支援施 策を講ずることは、隊員の士気の高揚を図るばかりでなく、 将来における優秀な隊員の確保に寄与するとともに、国民 的防衛基盤を育成することにもつながることから、人事施策 上の最重要事項の一つとして位置付けている。 他方、防衛庁には独自に職業紹介を行う権限が認められ ていないため、(財)自衛隊援護協会が、厚生労働大臣及び 国土交通大臣の許可を得て、退職予定自衛官に対する無 料職業紹介事業等を実施している。	c	-	援護業務については、退職予定 自衛官個人々の退職後の生活 設計を左右するものであること 等から、部外委託の実行可能性 について慎重に検討する必要 があるため、現在調査研究等 を実施しており、民間企業の再就 職支援能力を把握し、分析・評 価したうえで部外委託の可能性 を検討することとしている。	防衛庁として実施してい る就職援護施策に係る詳 細な内容については開示。 ただし、労力、人材という 観点のデータは集計してい ないことから開示は困難。	回答では現在調査研究等を実 施中とされているが、実施に向 けた具体的な対応策及び実施 時期を検討され、示されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060008	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	17	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する	
zB060009	防衛庁	退職自衛官に対する再就職支援	5086	5086B006	1	1	グッド ウィル・ グループ ヒュー・マネジメント・ジャ パン(株)	6	退職自衛官に対する再就職支援	既に一部で民間会社によるトライアルを実施しており、民間開放を提案中。 提案業務 調査票作成以降の再就職支援業務	提案理由 当社全国拠点を再就職支援拠点として有効利用	1.競争条件 コスト面だけでなく、サービスの内容についても競争条件に織り込んで頂きたい。 2.理由 再就職支援事業においては、より良いサービスを提供することが最大の使命であるため。	有料職業紹介業務の範囲内での委託であり、職業安定法上特に問題ないと考えられる。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB060010	全府省	庁舎内サービスセンター事業	該当法令無し	-	e	-	コピー・印刷の所要については、その多くが、政策立案の過程で作成される資料等であり、担当課等の内部で、担当職員がそのコピー等も含め管理することが求められるものである。また、一括して大量に作成すべきパンフレット等は既に部外委託を実施しており、コピー・印刷を行うサービスセンターを庁内に設置する必要性は低い。また、広大な敷地に複数の庁舎が存在する防衛庁・自衛隊の現状を考えれば、依頼業務の所要が生じるたびに職員が敷地内に設けたサービスセンターに移動せねばならず、業務遂行上著しく非効率である。このため、現状の部外委託の形態を維持することがより適切と考える。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			
zB060011	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	会計法第2条及び第7条	病院の会計窓口において現金により徴収	c	-	国の歳入については、収納に関する手続等が会計法第2条及び第7条に規定されている。病院におけるクレジットカード決済の導入については、該当法令の手当が必要となるが、所管省庁ではない当庁としては法律上の手当について判断する立場にない。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060010	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	17	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。
zB060011	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	5103	5103B007	1	6	株式会社オーエムシーカード	7	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	国公立の病院、介護料金の一時的高額負担を緩和し、消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の導入	一時的な高額負担に対する消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の活用したい		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB060012	防衛庁	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	該当法令無し	<p>・自衛隊機に対して実施される計画整備は、一部の例外を除き、飛行前後点検、定期検査、航空機機体定期修理に大別される。これらの整備については、一部を除き、定期検査は部隊で、定期修理は修理会社を外注して実施している。</p> <p>・また、民間機ベースの航空機の維持部品については、航空機製造企業等と部品在庫を共有し、在庫管理費の最小化等を図る方式を一部の機体については既に導入しており、他の機体への本方式の適用を検討中。</p>	[機体の重整備] e [日常整備業務] c [部品供給] e	-	<p>・機体の重整備:既に民間企業が実施している。</p> <p>・日常整備業務:可動率の確保及び故障発生時(計画外整備)の対応のため、所要の整備能力を、各部隊の母基地に確保する必要がある。</p> <p>・部品供給:既に民間企業と部品在庫を供給し合う方式を導入しつつある。</p>		提案の趣旨をふまえ、民間機ベース機体の日常整備業務についても一部でも民間開放する余地が無いが再検討されたい。			
zB060013	防衛庁	機体リース業務	該当法令無し	<p>・自衛隊が新たに航空機を取得するにあたって、リースにより取得することを制限する制度はない。</p>	e	-	規制していない。					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060012	防衛庁	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	5118	5118B002	1	1	民間企業	2	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	防衛庁が所有する民間機ベース機体の整備及び部品供給事業	<p>現在防衛庁が所有する民間機ベースの機体(ガルフストリーム社、ボーイング社等)の整備・及び部材供給事業を民間にいたくすることにより、下記メリットが得られると考えられる。</p> <p>1. 効率性 他の国内/国外の同機種の機体と合わせて整備及び部品の供給を行うことによりスケールメリットを活かしたコスト削減が得られる。</p> <p>2. 在庫管理 在庫管理機能を民間に委託することにより、直接・間接の両社でコスト削減が得られる。</p>	<p>1. 民間機ベース機体の重整備及び日常整備業務</p> <p>2. 部品在庫及び供給業務</p>	
zB060013	防衛庁	機体リース業務	5118	5118B003	1	1	民間企業	3	機体リース業務	防衛庁が今後購入する機体リース業務及び既存所有機体のリース業務	<p>現在、及び今後防衛庁が所有する機体について、民間企業にリース業務を委託することにより、下記メリットが得られると考えられる。</p> <p>1. 費用が平準化されることにより、予算計画がより把握しやすくなる。</p> <p>2. 単年度での突出した支出が減り、他の案件へ予算を有効に活用できる。</p>	<p>1. 新規機体のリース業務</p> <p>2. 既存機体の購入及びリースバック業務</p>	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB060014	防衛庁	自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託	給食の実施に関する訓令	自衛隊の部隊等による給食業務は、部隊運営の必要から、給食計画をはじめ、栄養管理、調理、食堂その他器材等の管理、及び会計事務等を隊員により行っている	c	-	自衛隊の各駐屯地等の単位で給食実施機関を定め、陸上勤務、海上勤務、演習・訓練、災害派遣等、自衛隊が行うそれぞれの任務に対応するため、そもそも自己完結的に自ら食事を整えることが必要とされていることから、原則困難、しかしながら、必ずしも調理の過程の全てを隊員自ら行わなくても良い場合(調理補助)については、アウトソーシングにより、段階的に民間委託を実施する方向で検討中。		要望者からの再検討要請は以下の通り。 市場化テストを導入した英米先進諸国の軍隊では、隊員給食のみならず広範な外部委託が行われている。自衛隊の事務・事業の外部委託状況について、コストを含む詳細情報を速やかに公開して欲しい。防衛庁は「自己完結的に自ら食事を整える必要があり、民間開放は原則困難」と主張しているが、英米に比べて自衛隊の取り組みは著しく遅れているのではないかと、英米先進諸国の軍隊と自衛隊の民間開放推進状況の比較を公開すべきである。外国事例を参考にしながら、隊員給食のみならず自衛隊の事務・事業の広範な民間開放を推進すべきである。防衛庁は「原則困難」と主張する一方で、「段階的に民間委託を実施する方向で検討」と回答しているが、具体的にどのような検討を行っているのか、明らかにして欲しい。法務省が行刑施設業務、警察庁が駐車違反取締業務の民間開放を実施したのに比べて、自衛隊の民間開放は進んでいない印象を受ける。そもそも自衛隊の給食業務を民間開放した場合、いかなる支障が起こるのか、コストの問題を考慮した場合、自衛隊の給食業務は原則的に民間開放が適当と考えるが、どうか。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB060014	防衛庁	自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託	5123	5123B001	1	1	日本ニュービジネス協議会連 合会	1	自衛隊が運営する隊員食堂の外部委託	全国各地の自衛隊基地内の隊員食堂で行 われている給食業務の民間事業者への包 括委託	現在約23万9千人の自衛官が、全国各地の基地内施設で朝、 昼、晩の給食を受けているが、その訓練任務の特殊性から隊員 食堂の運営は、業務隊と呼ばれる自衛官によって行われてい る。一食当たりの給食予算は決まっているものの、食堂施設建 設費はもちろん、人件費、光熱費など所要経費はすべて国費で 賄われている(国有地のため地代は無料)。情報開示がないた めコスト比較は困難だが、民間に比べ隊員食堂の稼コストは極 めて高い水準になっていると見られる。国防組織は自己完結が 建前とはいえ、すべての隊員食堂を自衛隊自らが運営する必要 はなく、外部委託が適当なケースが少なくない。民間ノウハウ を導入することで効率化とサービス向上が図られるだけでな く、人員・経費の削減効果によって、貴重な国防予算をより喫 緊の防衛課題に振り向けることが可能となる。	本部から全国各地の基地に到るまでの給食業務 の民間事業者への外部委託	基地内で民間人が給食業務に従事する場 合、防衛機密保持のため厳しい資格要件 と様様な規制が課されることが予想され る。